

第2章 日本復帰の論理 —民族・平和・国家・天皇—

はじめに

1 民族と平和

- (1) 民族が意味するもの
- (2) 平和への姿勢

2 復帰と米軍基地をめぐる議論

- (1) 沖縄自民党との議論
- (2) 沖縄人民党との議論

3 国家の責任—「母乳論」

- (1) 母子のメタファー
- (2) 財政支出を巡る日本—沖縄間交渉

4 天皇への思慕

- (1) 天皇来沖への評価
- (2) 『屋良日誌』に見る天皇への思慕

おわりに

第2章 日本復帰の論理—民族・平和・国家・天皇—

私の前に来られた天皇は沖縄の復帰を喜ばしく思う良かったですねと話しかけられた。私は用意してあった言葉を一気に申しあげた。「27年振りに復帰した沖縄県知事屋良朝苗であります。陛下には長い間、常に沖縄復帰を御気に止めていただいて有がとうございました。御かげ様で去る5月15日念願の復帰は実現しました。私一生の感激でございます。つきましては今後は新生沖縄づくりに全县民心を合わせて最善の努力をいたします」

屋良朝苗『屋良朝苗日誌030』（1972年5月18日）

はじめに

戦後沖縄史における「復帰思想」は、これまで「戦後沖縄における唯一の正統的革新思想」などと評され¹、沖縄の日本復帰に対する評価の違いはあれども、戦後沖縄史において重要な位置にあることは論を待たないであろう。戦後沖縄の復帰思想をいち早く系譜学的に整理したのが新崎盛暉である。

新崎は終戦直後から1940年代後半の代表的な復帰思想として、元首里市長で「復帰男」として知られている仲吉良光をとりあげている。その特徴を日本本土との強固な一体感と皇室への根強い敬愛の念であるとした²。このような文化的背景に支えられた復帰思想は「文化的復帰論」とされ、それと対をなす「政治的復帰論」は復帰によって得られる政治的利益を重視するともものと措定された。1950年代に入り「島ぐるみ闘争」下で興隆する「政治的復帰論」の代表格は瀬長亀次郎（沖縄人民党書記長）であり、その主張は日本復帰と戦争（基地）反対が結合し、民族主義が強調されたところに特色があった。その結果、復帰思想は沖縄大衆の素朴な感情に根差しながら復帰運動の目的を正当化する政治理論となった³。1960年には沖縄県祖国復帰協議会が発足するが、その時点では民族主義的側面は弱まっていたという⁴。1969年から72年にかけての復帰思想の特質は「差別告発」と位置付けられた。それは感情的民族主義というよりは、差別的地位にある沖縄からの本土並みの権利の要求、というものであった。その代表例として新崎は大田昌秀による『醜い日本人』（サイマル出版会）をあげている⁵。

また我部政男は、復帰運動を①異民族支配からの脱却、②民主主義の確立（人権と自治）、③戦争反対・平和の擁護（反戦・平和）によって構成されていたとし、民族主義運動の色彩が濃い、実際には多様な側面があったことを指摘している⁶。

このように戦後沖縄史研究において、復帰思想に関する研究は復帰前後から内省的な視点を有しながら積み重ねられてきた。しかし、これまでの復帰思想に関する研究は復帰運動を総体的に捉えたものであり、研究対象も政治家個人の発言のみならず復帰協など運動体の動向、または当時の識者による見解など多様な要素への分析が行われた。このような

総花的分析では当時の社会状況全体を俯瞰することは可能であるが、より精緻な検証を行うためには、対象を特定し詳細な分析を行う必要がある。特に近年の復帰思想に関する研究としては、仲吉良光の復帰思想の戦前と戦後の連続性を愛郷心に着目しながら検討したものや⁷、戦後初期の復帰論と独立論を比較検証したものなどがある⁸。

序章で論じたように、復帰研究が客観化・精緻化していく潮流において、屋良朝苗はその復帰思想の内実を検証することが必要な人物の一人である。屋良は沖縄教職員会および沖縄祖国復帰期成会会長として復帰運動の中心人物であっただけではなく、初の琉球政府公選主席となった後には、行政府の長として日本政府との交渉を行ってきた。しかし、これまで屋良朝苗の復帰思想に焦点を当てた研究は、管見の限り見当たらない。そこで本章では、占領下にあった琉球政府の行政主席として日本との交渉を行い、復帰を押し進めた屋良の復帰思想を検証する。

まず第1節では屋良による日本復帰の論理として、1950年代の復帰運動から幾度となく言及された「民族」と「国民」という用語について検証し、屋良の平和への姿勢の変化を確認する。第2節では、沖縄自民党の西銘順治、沖縄人民党の瀬長亀次郎との比較から基地問題への認識を考察する。第3節では琉球政府主席選挙の際、屋良が訴えた「母乳論」に表される国家の責任を、日本—沖縄間交渉にも触れつつ検証する。第4節では、『屋良日誌』に記された屋良の天皇への思いを分析し、屋良の内面における天皇の位置づけを見る。以上の4点を検証することは、沖縄のために屋良が日本／国家に期待していたことを明らかにすることであり、換言すれば民族と国家の関係性を考察することにほかならない。

これらの課題を検証することによって主席選挙の対立候補であった西銘との差はもとより、屋良を擁立し支援した革新共闘内部と屋良の復帰に対する姿勢の差異も明確になるであろう。さらには先行研究で前提とされがちであった、「民衆運動に内在し共有された復帰思想」という枠組みではなく、あくまで政治家であり、琉球政府の指導的立場にあった屋良が有した復帰思想を検証することは、沖縄が日本へ復帰していく政治過程を解明する一助となることも期待される。

1 民族と平和

(1) 民族が意味するもの

復帰運動は、米軍占領下における「異民族支配からの脱却」という意味で「民族闘争」と頻りに形容された。屋良自身も主席選挙前、以下のように述べている。「私は常に96万人県民とともに、英知と良識を結集し、民族の良心を守り、その姿勢をただしていくという信念をつらぬき通すことである」⁹。また、主席選挙直後に刊行された著作でも以下のように記述している。「祖国復帰の民族的欲求がかなえられず、〔略〕民族的欲求や基本的自由や人権の回復のために、全県民奔命につかれているというのが現状である」¹⁰、「戦後23年の間、百万の沖縄県民が、日米の谷間にあえぎながらも異民族の支配に屈せず、祖国

復帰、基地撤去と血の叫びを続けたのは、母なる国に帰り、民族が団結して幸せな民主国家を建設して物心両面とも豊かな生活を送りたい希いであったのです」¹¹。

しかし、このような屋良の「民族」という言葉の用い方では、その内容が日本民族を指すのか沖縄民族を指すのかは、一見不明瞭である¹²。

屋良による民族主義的レトリックは、1968年の主席選挙時から表れたものではなく、第1章で考察したように、屋良の復帰運動の原点と位置付けられる1953年の「沖縄戦災校舎復興運動」を行っていた時期から確認することができる。

行政主席として日本政府へ要請する際にも民族主義的言い回しは用いられていた。例えば、1969年の佐藤首相への要請書には（沖縄県民は異民族支配下において）「日本国民としての民族的節操を全うし、一すじに祖国への復帰を希求して」と記されていた¹³。このような表現を用いた理由としては、保守系政治家の共感を呼び起こし、交渉を少しでも有利にしようとしたとも考えられる¹⁴。

また、晩年に書かれた屋良の回想録では「民族」という用語を以下のように使っている。「皇太子殿下の海洋博ご臨場が決まると私は『心をこめてお迎えしよう』と全県民に呼びかけた。このような重大な機会に当面するとき、豊かな県民性の根底にたたえられた民族的本質が必ずや大きな力を発揮してくれると信じていた」¹⁵、「人間が人間らしく創造性を発揮し運命を開拓していくのであれば、沖縄県民にも発展は考えられても衰退は考えられない。強靱な生活力に恵まれている民族は、簡単には滅びない。沖縄県民は、あの戦争の悲劇惨禍の中から力強く立ち上がり、アメリカの手段的方便的支配にも屈することなく民族的節操を守りぬき、至難な復帰をかちとった」¹⁶。これら晩年の著作では、その文脈から沖縄の人々を指して民族という用語を用いていたように読める¹⁷。

沖縄では終戦直後から「沖縄民族」「琉球民族」などの用語がしばしば使用され、1950年代の「島ぐるみ闘争」で表明された声明文では、沖縄を一つの民族として形容する意識が残っていた¹⁸。さらに民族、住民、同胞、国民という用語それぞれが、注意深く使い分けられていた¹⁹。戦後沖縄史の中心の一人であった屋良が、これらの言葉の用法に無頓着であったとは考えづらい。時代状況や公私の別に応じて使い分けていたと考えるべきであろう。

「民族」とならんで屋良が多用した用語に「日本国民」がある。これは「民族」とは異なり、明確に日本国を構成する人々を指す言葉として用いられていた。例えば、屋良が沖縄教職員会会長として制定に尽力し、1958年に公布された琉球政府教育基本法には「われらは日本国民として」という文言が含まれていた。この「日本国民」規定は日本での陳情活動で、保守系政治家を説得する際の有用な論拠として機能していた²⁰。

1968年の主席選挙において、屋良が「日本国民」という用語で表現したのは、平和を求める沖縄の人々の意志であった。1969年の著作には以下のような記述がみられる。「私は、即時無条件全面返還を強く要求します。私たちが現在と将来にわたる県民福祉を願うとき、何より先に求められることは沖縄県民の生活と文化の立つ基盤を本来の姿にもどすことで

す。すなわち、私たちが、日本国民として、祖国の平和憲法のもとに復帰することであり
ます」²¹。

(2) 平和への姿勢

このように屋良は、沖縄の人々が日本国民として平和憲法下にある日本に復帰すること
によって、基地が完全に撤去され平和がもたらされると考えた。しかし、屋良は当初から
米軍基地の存在自体を否定していたわけではない。1954年、日本復帰促進期成会会長とし
て、オグデン琉球列島米国民政府民政副長官へあてた書簡の中では以下の様な文章がある。

沖縄が、世界共産主義の侵略に対する自由諸国の防衛基地として、戦略的に重要で
あることは、住民もよく理解しており、住民は、この目的のために、米国の基地建設
工事には貴重な土地と労力を提供して協力して来た。また、基地の存在が、現在の国
際情勢下において、住民の生活を支えるものの一つとなっておることも、われわれは
認めております。従って、われわれは、米国の沖縄に於ける基地の維持には、理念的
にも経済的にも、反対する立場にはないのであります²²。

ここでは、米軍基地が沖縄に存在することへの理解と、基地経済を容認する姿勢が見て
取れる。この書簡から2年後の56年、「島ぐるみ闘争」として知られる新規米軍基地建設
反対運動が発生した。この基地問題を巡る米国と沖縄の対立は、58年に沖縄代表団が訪米
しアメリカ政府と交渉することで決着をみる。その内容は、沖縄の政治指導者が新規基地
建設を黙認する代わりに、米軍側が当初提示していた軍用地料の一括払いを撤回させ毎年
支払いとし、さらに軍用地料の増額を認めさせるというものであった。その結果、沖縄本
島における米軍基地面積の割合は、55年の14%から59年には21%となった²³。その後60
年代初頭は対米協調ムードとなるが、再び基地問題が台頭するのは、沖縄返還が現実的政
治課題となる60年代中盤からである。60年に社大党、人民党、社会党および労働組合が
中心となって沖縄県祖国復帰協議会（復帰協）が発足した。復帰協は1965年11月の佐藤・
ジョンソン会談への抗議活動の中で、日米両政府が進める沖縄返還は「核付き返還、基地
の自由使用を認めた返還論」であり、それは「沖縄の現状固定化」を招くものとした。こ
のような状況の下、革新陣営は復帰運動の中で基地反対を打ち出していく²⁴。

以上が50年代後半から60年代にかけての沖縄社会の基地問題への姿勢の変化である。
それでは、屋良自身の基地問題への認識の変化はどのようなものであったのだろうか。沖
縄教職員会は53年に基地による悪影響から児童を保護することを目的とした「子どもを
守る会」を組織し、屋良がその会長を兼任した。しかし、55年には米兵による少女暴行殺
害事件が起きた。

そして59年には石川市宮森小学校ジェット機墜落事故が発生した。米軍用機が小学校
に墜落、炎上し死者17名（うち児童11名）、負傷者210名を出したこの事故は、戦後沖

縄史における惨劇の一つとして知られている。屋良は事故当日、連絡を受け現場へと向かった。その時の様子を以下のように記している。

十時頃事務所に帰ってみると、Z機が宮森校授業中の児童の上に落ちて炎上中との事。驚いて直ちに石川にかけつける。この様な不祥の事件がいつ起るか分からない沖縄の現状いよいよ実感をもって味わった。宮森一帯は不慮の事故により阿鼻叫喚である。余りにショックが多く混乱の限りをつくして仲々統制ある処理も出来ない。〔略〕只癩にさわった事はこの惨憺たる状況を軍は大急ぎで片づけ民に写真をとらせないという事だ²⁵。新聞社等の写したフィルムは没収されたという。甚だ奇怪至極だ。この問題はとりあげられなければならないと思う。焼死した子供たちの変わり果てたすがた、二目とは見られない。全く惨酷だ。人の世の出来事とは思われない。それを父母兄弟がどうして見られよう。〔略〕これも基地なればこそ起きる事だ。哀れな沖縄悲しい被害者等よ。余りにも残念そして痛ましい。ああ亡くなられた児童等よ、人々よ、くやしいだろう。われわれ手の施しようもない。只見てきたん〔嗟嘆〕するのみ。〔略〕歴史上かつてない事が起きた。6月30日、今日の日忘れることの出来ない不幸の日だ²⁶。

戦時中を台湾で過ごし終戦後に沖縄へ引き揚げた屋良にとって、この宮森小学校ジェット機墜落事故は軍事基地の恐怖を体感した事故であった。このことは、屋良の反基地・安保反対へとつながる原点のひとつとして考えられる。また、沖縄教職員会はPTA連合会などとともに「石川市ジェット機墜落による災害対策協議会」を組織し、屋良は賠償請求のため奔走するが、米国民政府の不誠実な対応に苦慮することになる²⁷。このような経験を共有していくにつれて、「即時無条件全面返還」という屋良および革新共闘の主張は広く受け入れられるようになった。屋良にとって、基地を撤去し平和を追求する手段が沖縄の日本復帰であった。

2 復帰と米軍基地をめぐる議論

それでは、屋良の基地問題への姿勢は行政主席選挙、そして主席就任に当たってどのようなものになっていたのだろうか。本節では、主席選挙および立法院における沖縄自民党と沖縄人民党との議論を通して、屋良が復帰と米軍基地の問題をどのように考えていたのかを考察する。

(1) 沖縄自民党との議論

琉球政府行政主席選挙で屋良と争う事になったのは、保守陣営から立候補した西銘順治(1921～2001)である。与那国島生まれの西銘は、11歳から13歳までをパラオで過ごし、

14歳の時に沖縄県立第二中学校に入学している。その時の恩師の一人が屋良朝苗であった。水戸高等学校を経て、1943年に東京帝国大学法学部に合格する。しかし同年、海軍予備学生に志願し、館山砲術学校へ入学する。終戦は海軍中尉としてバリ島で迎えた。復員後は東京大学を卒業し、外務省管理局経済課、沖縄群島政府琉球貿易庁、沖縄ヘラルド社社長をへて、1950年に日本復帰と自治拡大を主張した沖縄社会大衆党の結党に参加した。54年、立法院議員に当選、59年には沖縄自由民主党結党に参画している。その後、那覇市長を2期務めた後、行政主席選挙に自民党公認として立候補するが落選。復帰後は沖縄県知事を3期、衆議院議員を計4期務めた。なお、復員後帰郷するまでの間は日本社会党に所属しており、沖縄社会大衆党結成時にも階級政党志向、革新志向を有していたことが明らかになっている²⁸。日本復帰論については51年の時点で、「独立論をばくす」という論考にて、独立論に与しない姿勢を明確にしている²⁹。また、県知事就任直後に発した「いくらヤマトンチュになろうと思っても、なりきれないというウチナーンチュとしての特色がある」という沖縄アイデンティティの葛藤を表した言葉がよく知られている³⁰。

西銘と屋良が争った68年11月の行政主席選挙では同日に立法院議員選挙が、翌月には那覇市長選挙も行われた。沖縄の政治情勢と復帰への道筋を一挙に決定するこの「三大選挙」で、保革両陣営は復帰政策を巡って対立した。沖縄自民党公認の西銘は、日本復帰について沖縄と日本の「一体化」を公約とした。ここでの自民党による沖縄の「一体化」は、革新が主張した「即時無条件」に対応したものであり、その内容は日本復帰を即時ではなく段階的に進めるという意味で使用された。具体的には、1967年の日米共同声明によって設置が決定した日米琉諮問委員会の役割が重視されていた³¹。この委員会は琉球政府米国民政府高等弁務官の諮問機関であり、日本、米国、琉球それぞれの代表から構成される。取り組まれた内容は資格免許の「一体化」など、経済開発や教育、福祉・保健に限定され、政治問題は除外されていた³²。

また、米軍基地については「復帰のさいの基地については本土と同様に日本国憲法のもとにおける本土並み基地を目標」とし、革新陣営による「全面返還」に対して、「本土並み基地」が自民党の公約であった³³。このような基地の存在を認める立場をとった理由は、基地に大きく依存していた沖縄経済への配慮であった。西銘は基地の返還について、「基地の全面撤去と復帰とを同時に、しかも即時に行うべきか、どうかを決める前に、われわれは、そのことが沖縄の社会経済の上に、どのような混乱をしいることになるか、またそれをあまんじて受けることができるか、その他にも方法はないかどうか、じっくりと考える必要がある」と述べた³⁴。そして選挙演説では「みなさんがポケットの中にもっている1ドルをみてみよう。この1ドルは、基地収入からはいったのが60セント、残りの40セントが砂糖、パイナップルなど沖縄の基幹産業から得た収入である。もし基地収入がなくなればポケットの中の1ドルは40セントになってしまう」と沖縄が基地経済に依存している限り、米軍基地を認めることはやむを得ないと訴えた³⁵。

そして日米安全保障条約と日米関係について、沖縄自民党は以下のように訴えていた。

「その公約において沖縄自民党は本土の左翼統一と呼応して日米安全保障体制の破棄をねらう野党各派の野望を徹底的に粉碎して民主政治を守り抜く」「〔施政権返還は〕あくまでも日米両国政府の信頼と協力を基調に、日米両国政府首脳と直接会見して強力に折衝し、具体的な交渉妥結によって実現していくことであります」³⁶。西銘は日米安全保障条約を肯定し、日米間の協調関係に基づいた上で日本復帰が進められると考えていた。

このように西銘が訴えた日本復帰は、日本と沖縄間の経済格差是正に主眼がおかれた「一体化」であり、米軍基地の存在を経済的理由から容認した上での「本土並み」であり、日米安保を基底とした日本と米国の協調関係によって進められる沖縄返還であったのである。

それに対して屋良を統一候補とした革新陣営は明確に「日米安保反対」と沖縄の「即時無条件全面返還」を訴えた³⁷。この屋良および革新共闘の主張は広く受け入れられ、屋良を当選へと導いた。

屋良の復帰と平和に関する考え方は、主席当選後の立法院での議論により明瞭に現れる。

1969年5月27日、屋良は施政方針演説で即時無条件全面返還の実現、平和擁護、諸権利の回復、自治権の拡大を図ることを明言した³⁸。6月13日から始まった立法院総括質問では、屋良の沖縄返還に対する姿勢についての討議が中心となった。大田昌知（沖縄自民党）から政治の基本姿勢を明確にするよう求められた屋良は、①日本国民としての権利を回復、②経済、産業の健全性の回復、③社会の健全性の回復と答えた。その具体内容として①には自治権の拡大、②には基地経済からの脱却、③には犯罪対策や社会保障制度の整備が含まれていた。そして沖縄自民党が訴えていた「一体化」政策については、『『一体化』とは復帰への過程が一体化に過ぎず、それをもって全てだという意図については反対である』と明言した。そして自身が公約した「即時」については、「即時といっても含みを持っているのであり、経済問題などが即時に解決すると考えるのは常識的ではない」と杓子定規な解釈ではなく、現実的な対応をとる姿勢を見せた³⁹。

続いて在沖米軍基地についての見解を質された屋良は、「沖縄県民は過去の戦争体験と朝鮮戦争、ベトナム戦争などの関連で基地に対してきびしい感情を持っており、基地は容認できない。私の基地反対は基地の縮小、統合、撤去も含んでいる。いかなる時も基地を容認することはできない。本土なみ基地というのは核基地は認めない、自由使用は行わない、安保条約のワク内ということがいわれているが、その内容が明確にされないかぎり、普通基地ならなんでもよいとは言えない。本土並みといっても形式的なものではいけない。また、復帰してから本土並み基地を容認することにも問題がある」と答えている。

ここで屋良は沖縄が基地を容認できない理由として、沖縄戦の経験のみならず、朝鮮戦争やベトナム戦争にも言及している。沖縄は米軍にとってこれら戦争の主要基地として機能しており、図らずとも沖縄が戦争に加担させられていることへの贖罪感が表されている⁴⁰。そして在沖米軍基地の態様については、運用上の取り決めなどを本土と同等にする「形式的本土並み」は認められないとした。

そして安保条約については「安保には反対だ。憲法は軍事力を背景とする外交を否定し

ているし、平和を希求する立場でなければならない。沖縄は復帰を願っているが、安保条約の中で特異な大きな役割りを果たしており、安保を認めれば、沖縄の現状も認めることに通じる」「仮に一步譲って、安保条約があるがために日本が繁栄したにしても、それがために、沖縄が現状のように犠牲にされるということがあってはならない」と答弁した。日米安全保障条約体制に反対する理由として、ここでも平和憲法に言及され、沖縄の現状を認めることが出来ない立場から反対せざるを得ないと言明した⁴¹。

次に桑江朝幸（沖縄自民党）から「無条件返還」が意味する事を問われた屋良は、「〔沖縄には〕これまで差別がありすぎ、国民的十字架を背負わされすぎた。無条件返還とは沖縄だけに特異な不利益な条件をつけるなということだ」と答えた。桑江より「社大党委員長は、早く沖縄が返還されるなら必ずしも安保条約にこだわらないと言ったことがあるが、社会、人民両党は安保体制の中には返還したくないと考えている。この主張の違いを主席はどう考えるか」という、革新共闘内の足並みの不揃いを突いた質問については「われわれの復帰は安保条約の犠牲的立場で解決されることには反対であるということだ。わたしは安保条約には反対している」と改めて差別的状況を拒否し、安保条約への反対を表明した。

(2) 沖縄人民党との議論

野党である沖縄自民党からの質問に対して、屋良は革新共闘綱領の範囲内で自身の復帰への姿勢を説明した。次に与党の一角をなした沖縄人民党の瀬長亀次郎との質疑を見てみるが、その前にまず、瀬長の思想的背景を確認するためその経歴を概観しておきたい。

瀬長亀次郎（1907～2001）は、豊見城村の貧しい農家の二男として生まれた。16歳で父の移民先であるハワイへ渡航しようとするが、米国の排日移民法による渡航制限のためハワイへ渡ることができず、そのまま東京の中学校へ編入した。そこでマルクス主義と出会うことになる。鹿児島県の第七高等学校造士館に進学したときには3.15事件に関与した学生党员を蔵匿した容疑で逮捕されている。起訴は猶予されるが放学処分となり、2年間の兵役を務めた。その後は神奈川県鶴見に移り住み、労働組合のオルグとして活動する。32年には労働争議の指導中、治安維持法違反で逮捕され懲役3年となる。刑期の最後の1年を沖縄刑務所で過ごし、出獄後は「沖縄朝日新聞」記者となった。沖縄戦では沖縄本島北部へ避難している。終戦後は田井等市⁴²助役、「ウルマ新報」社長などを経て、47年、沖縄人民党結成に参加した。52年、琉球政府立法院議員選挙に立候補し当選する。このころから、沖縄統治への強権的な姿勢をみせる米軍との対立が顕著となる。54年、米軍による沖縄からの退去命令に従わなかった人民党员をかくまったとして、瀬長は犯人隠匿幫助罪で逮捕される。計28名の党员が逮捕されたこの「人民党事件」により、瀬長は1年半刑に服すことになる。出獄後、56年の那覇市長選に立候補し当選するものの、米国民政府は布令を公布し市長への不信任決議に必要な要件を緩和、さらに人民党事件による投獄を理由に瀬長の立候補資格も剥奪した。しかし瀬長解任後の市長選では瀬長体制の維持を訴え

た兼次佐一が当選した。被選挙権が回復した 68 年の立法院議員選挙で再度当選、国政選挙が実施された 70 年には衆議院議員となった。復帰後は沖縄人民党が日本共産党に合流し、瀬長自身は衆議院議員を 7 期務めた⁴³。

このような経歴を持つ瀬長は、終戦直後には沖縄をパナマのような米国の保護国とする構想を語ったとする証言から、当初は独立論傾向があったとされている⁴⁴。森宣雄は、47 年の瀬長による演説への分析から、瀬長が国際社会における沖縄の処遇は他国によって決定されることを認めながらも、「人民自治政府」を樹立することを課題としその処遇へ自ら関与しようとしていた姿勢が読み取れるという⁴⁵。さらに、沖縄政界内の対立を超え世界情勢へ注目を払い、堅実な軍政府批判を可能とした背景には、「社会主義の思想運動に本来的にそなわっていた世界性、『左翼』としての世界観のひろがり」が認められると指摘している⁴⁶。

49 年 8 月 5 日付『うるま新報』に掲載された「退社声明書」では『うるま新報』の足跡を「アメリカぐんの御用新聞だとまで悪口をたゞかれながらも敢然として刊行を継続し解放ぐんとしての米ぐんに協力し、民しゅ沖なわ建設のため果敢な報道の戦いを戦いつゞけた」と評価し、瀬長自身が退社する理由が政治活動への専念するためあることを説明した上で「琉球民族戦線結成のため全身全霊をうち込み、わが民族のゆるぎない生活をうちたてるべく働く」と述べている⁴⁷。ここでは「琉球民族」と「わが民族」が同じ意味で使われており、沖縄の人々がひとつの民族として考えられていたことがわかる。このような沖縄を固有の民族として捉える見方が変容する契機として、小熊は「解放ぐん」たる米軍への失望があったという⁴⁸。

他方で森は、沖縄を少数民族論として捉え、そこに米軍に対する解放軍規定が結びつき沖縄独立論が導かれたという解釈に異を唱える。46 年に開催された日本共産党第 5 回大会において、沖縄出身の徳田球一書記長の提唱によって「沖縄民族の独立を祝ふメッセージ」が発表された。日本共産党による沖縄を一民族として捉える背景には、各民族が独立の民族国家を形成する権利を有し行使したうえで、各民族の合意によって社会主義連邦へ結合するというレーニンの民族理論を考慮しなければならないという。すなわち、沖縄の分離独立という主張の背景には、日本および沖縄で共産主義革命が成就した後に再結合され、世界革命成功へ繋がるという展望があった⁴⁹。

1951 年 6 月に刊行された『世論週報』日本復帰論特集号は、沖縄社会大衆党と沖縄人民党から寄稿された日本復帰を訴える論文によって構成されている。そこには、瀬長による論文「日本人民と結合せよ」も含まれていた⁵⁰。そこで瀬長はまず「言論と信念の自由および恐怖と窮乏からの解放」が琉球人民の欲求であるとした。そのためにはサンフランシスコ講和条約が全面講和となることが必要だと訴え、それこそが平和擁護の姿勢であると表明した。そして「如何なる戦争にも人民は反対である。これがわれわれの帰属問題に対決する基本的態度である」と、日本の講和問題と帰属問題が密接に関連づけられていた⁵¹。

次に瀬長は社会党⁵²が支持した国際連合による信託統治論、共和党⁵³の独立論を以下のよ

うに批判する。信託統治制度は該当地域が自治・独立が可能となるまでの間、施政権国が政治・経済・社会の各分野へ支援するというものである。しかし瀬長は信託統治が「自治能力のない住民に課される宿命」であり、沖縄がそのように自治能力を欠如しているとは認められないと主張した。独立論についても、沖縄は経済的困難にあり、独立するまでの間、米国による支援を必要とする意味で信託統治論と変わらないと糾弾した⁵⁴。

そして瀬長が日本への復帰を支持する理由として、平和の擁護とともに沖縄の困窮した経済状況を詳述している。戦前の日本と沖縄間の差別構造については、日本が沖縄を搾取していたことは認めながらも、その搾取を行った主体は「日本の資本家、大地主、銀行屋、それと結託した悪官りようと軍ばつども。総称して日本の軍ばつ政府だつた」のであり、戦後の日本人民にその責任はないとした⁵⁵。そして貧困に苦しむ沖縄住民を救うためには、軍令ではなく法制度が整った日本への復帰が必須とした。瀬長にとって沖縄人民と日本人民との結合は、敗戦によって失った民族独立のために必要不可欠であった。この瀬長が提示した貧困からの脱却と民族解放という問題は、以下のように関連づけられている。「沖縄の人民の力が日本人民の力と切断されたままではなしに、力と力が結合するとき民族解放の威力は発揮されるのだ。日本人民との結合。そのみが沖縄人民を貧乏から解放する道である」⁵⁶。すなわち、日本復帰による人民の結合が、貧困からの唯一の脱却手段とされたのである。この瀬長論文は「即時日本復帰！全面講和の早期締結！如何なる戦争にも絶対反対！恒久平和の擁護！」という叫びをもって終わっている⁵⁷。

しかし、森はこの瀬長の主張がレーニンによる「分離独立の理論」に依拠しながらも、それは一般的理論の参照にとどまり、「復帰という日本国への帰属要求が日本人との民主的結合であり、そこに『新沖縄建設』の解放が展望されるという保証は、じつのところ理論的にはなにもなかった〔傍点原文〕」と指摘する⁵⁸。それでも森よれば、ここでも瀬長の持つ「左翼」としての世界観のひろがり重要な意味を持つ。つまりインドネシア、インド、朝鮮、ヴェトナムなどで進む世界的な民族解放運動とのつらなりから、沖縄解放闘争もそのひとつと位置づけ、反帝国闘争の「方法としての日本復帰」として意味づけられるのである⁵⁹。

1966年に刊行された瀬長による著書『祖国への道』では、その主張はより急進的な言葉で表される。「沖縄解放のたたかいは反米愛国正義のたたかいであり、反帝、反新旧植民地主義の民族解放闘争の一翼をになっている」のであり、「沖縄解放の敵はアメリカ帝国主義と日本独占資本」とされた。沖縄は「アメリカ帝国主義の侵略と日本独占資本の売国の合作であるサンフランシスコ体制のおとし子」と言われ、この状況を法制化したのが「サンフランシスコ『平和』条約と安保条約」であった。それゆえに、沖縄解放の重要な目標とは「安保条約の破棄、サンフランシスコ体制の打破」であり、沖縄に内在する敵は日米の手先たる「買弁特権層」だと訴えた⁶⁰。さらに瀬長は「沖縄の解放なくして日本の真の独立はありません。日本の完全独立を達成せずして沖縄の解放はありません」と述べている⁶¹。瀬長にとって講和体制打破・安保条約破棄による沖縄解放と日本の「真の独立」は密接不

可分であり、日本復帰運動は沖縄解放と日本の「真の独立」を求める闘争であった。

この瀬長による2冊の著書が刊行される間に沖縄では、軍政による新基地建設への抵抗運動である「島ぐるみ闘争」が渦巻いていたこと、米軍基地から派生する事件・事故が多発していたこと、瀬長自身も人民党事件や那覇市長追放問題などで弾圧されていたことはここで繰り返すまでもないであろう。沖縄から米軍基地の完全撤去を求めている瀬長は、「アメリカ帝国主義」「独占資本」「買弁特権層」などの共産主義的レトリックを用いながら日本復帰の目的を主張していた。

このような思想的背景をもつ瀬長は立法院総括質疑で与党からの最初の質問者として、屋良の復帰への姿勢に迫った⁶²。瀬長は冒頭で、「革新共闘会議の七つの統一綱領は、主要な敵であるアメリカ帝国主義と日本独占資本に対決するものである。安保、基地問題についてはそれぞれ『反対』となっているが、それは組織の違う団体が最大公約数によって集約された結果である。七つの統一綱領の達成について再確認したい」と、与党の統一綱領についての見解を質した。瀬長がこのような質問をした背景には、以下の様な経緯がある。当初、革新共闘の統一綱領は「基地撤去」「安保廃棄」であった。しかし、屋良は「撤去」「廃棄」を「反対」に改めた。屋良によれば「基地反対」には基地の漸次的撤去も含まれており、それは公約をより現実的なものとするためであった⁶³。

瀬長が安保、基地問題への主席としての姿勢を問うたことに対し屋良は、「統一綱領の中に、たとえば、施政権返還とか基地の問題とか、私たちの力だけではどうこうできぬものもある。しかし、これらは民族的欲求に照らして解決されるべきで、これらの点では要求綱領といえる。私は綱領を大切にしながら、県民の意を体しまじめに要求し、実現できるのは一つ一つやっていきたいし、独走することなく県民の皆さんとも話し合って実現していきたい」と答弁した。ここから、施政権返還や基地問題などは琉球政府の権限の及ばないところであると認めながらも、「民族的欲求」として要求すべきものは要求し、実現可能なものから実行していくという、現実的な対応をしていく姿勢を見せた。

また、瀬長からの「安保問題について施政権方針ははっきり述べていないが、安保に対する考え方を明確にしてほしい」という質問については、「沖縄の基地を容認しない立場から安保条約は容認しない。安保条約に反対するために返還問題をとらえていると言われたくない立場から安保には特にふれてこなかった。しかし、復帰の問題からいっても安保は容認できない」と答えた。この屋良と瀬長のやり取りに、両者の立場の違いが表れている。すなわち、日本復帰とサンフランシスコ講和条約体制打破、安保条約廃棄が密接不可分であった瀬長に対して、屋良はあくまで沖縄の現状を容認しないという立場から安保条約に反対を明言した。

実際、屋良は主席選挙前の時点で、人民党との関係について苦慮していたことが、68年7月22日に行われたアンガー高等弁務官との会談録からわかる。アンガーは仮に屋良が当選した場合、琉球政府へ人民党員が配置されることに危惧を示した。それに対し屋良は、「不安と混乱を招くようなことはしない」という紳士協定を結ぶことはできると応じた。

そして、仮に屋良が当選した場合、人民党へ譲歩することをアンガーが懸念したのに対して、屋良は政権の中心を成すのは社大党であり、他の党から自身を守ってくれると答えている⁶⁴。

この立法院での屋良と瀬長の質疑から、「人民党の瀬長としては、あくまでも屋良に安保反対の立場を明確にさせておきたかったのだ」とする解釈もある⁶⁵。しかし、統一綱領の安保「廃棄」を「反対」に変更した意図に見られるように、屋良のあくまで現実的対応の優先と、安保反対のための沖縄返還ではなく、沖縄の現状に鑑みると安保に反対せざるを得ないという瀬長とは一線を画した姿勢もみることができる。

ところで、沖縄が日本に復帰すれば米軍基地が撤去される、ということは必ずしも論理的に保障されているわけではなかった。それは、サンフランシスコ講和条約後に日本から撤退した米軍の一部は沖縄に移転してきたという事実が示している。例えば、第三海兵師団は1953年に米国から日本本土へと移転し、岐阜や奈良、大津に駐留していた。それが55年から57年にかけて沖縄へ移動している⁶⁶。アメリカが日本本土から米軍を移転した背景として、日本における反基地世論の高まりがあった。1952～55年の間に、内灘（石川）、浅間・妙義山（長野・群馬）、北富士（山梨）、砂川など日本各地で反基地運動がおこった。55年に重光葵外務大臣はダレス国務長官へ在日米軍撤退を要請している⁶⁷。この意味で、日本に復帰すれば基地が撤去されるという前提には疑問が残る。

それにもかかわらず、沖縄が日本へ復帰すれば基地が撤去されるという因果関係を担保すると考えられていたのが、前節で述べた日本国憲法であった。すなわち、日本国民として平和憲法の下へ復帰することが、沖縄に平和をもたらすと考えていたことがわかる。さらに屋良は日本国家の沖縄に対する責任について、「母乳論」というメタファーを用いて訴えた。

3 国家の責任—「母乳論」

(1) 母子のメタファー

主席選挙において屋良が唱えた「母乳論」は、「母親が子供に乳をやるのを『援助』という人がいるだろうか」という言葉で言い表された⁶⁸。これは自民党による「革新主席が誕生したら日本からの援助金が削減される」というネガティブキャンペーンに対する反論として生み出された。この「母乳論」は「母親は母親という責任から子供に乳をやるのであり、それは援助では決してない」ということを意味している。すなわち、国庫から沖縄へ支出することは日本政府の善意と自発性に基づく「援助」ではなく、国家として必ず行わなくてはならない責任的支出である、ということである。

屋良は全国行脚でも、日本と沖縄を「母」と「孤児」に例えたが（本論文第1章）、この「母」と「孤児」になぞらえる表象については「『切り離されている』という色合いが強く、nationとしての一体化はこれから達成される目標となる」という解釈がある⁶⁹。また、

日本教職員組合教育研究会に見られる「沖縄について、われわれの体の一部の痛みとして感じているか」と教師の問いかけに身体が比喩として現れるように、「沖縄問題」の「母子表象から身体表象への変化」も指摘されている⁷⁰。

しかし、この屋良の母乳論において留意されなくてはならないのは、母親はわが子へ乳を与えるという母親としての責任を務めることによって初めて母親になれる、という点である。屋良によれば日本は国家として沖縄への財政支出を行うことは当然ながら、さらに復帰のために支出を拡大しなくてはならない責任があり、それは「国家不在のまま戦後を歩まされた沖縄に対する国の償いという意味から、政治的にも道義的にも納得できるもの」であった⁷¹。琉球政府時代に沖縄は米国や日本からの援助に頼らざるを得えなかったが、それを国家による責任的負担とすれば「もう『お願いします』とペコペコ頭を下げなくてもすむ。堂々と主張ができる。それは教育的にも大事なこと」なのであった⁷²。事実、沖縄の日本復帰が現実的になれば、多種多様な支出が必要となった。屋良は日本政府と交渉することによってそれらの費用を賄うことに成功する。

(2) 財政支出をめぐる日本—沖縄間交渉

交渉の際、日本政府側の窓口として重要な役割を担ったのが、山中貞則総理府総務長官（後の初代沖縄開発庁長官）である。鹿児島出身の山中は 1941 年に屋良が赴任した台北師範学校の前身である台北第二師範学校を卒業し、沖縄出身の友人との交流もあった。政治家としては自民党税制調査会で強い影響力を発揮し、「税調のドン」として知られている。さらに沖縄についても精通しており、沖縄問題に尽力したことから「ミスター沖縄」の異名もあった。復帰交渉のみならず、沖縄の日本復帰が実現したのちも自由貿易地域や金融特区の設置のために財務省へ働きかけた⁷³。山中自身は屋良とは「師弟関係」であると述べていた⁷⁴。

日本政府より財政援助を引き出すため山中が大きく関わった一例として、毒ガス移送に係る経費問題がある⁷⁵。在沖米軍基地における毒ガス貯蔵は、1969 年 7 月に報道され明らかになった⁷⁶。71 年、毒ガスを撤去することが決定するが、その移送のためには新たな道路を基地内に建設することが必要となった。しかし米軍はその費用を支払う意思を示さなかった⁷⁷。そこで屋良は 4 月 25 日上京し、山中に直接交渉する。

私は 4 月 25 日上京する。移送ルート建設費 20 万弗、全額支出を山中長官に要請する。〔略〕 4 月 26 日 2 時→3 時 45 分まで話したが結論は出ず、5 時→6 時 30 分の 2 回会合を持ち、大臣が再三にわたって福田大蔵大臣に電話で遂に予備費から 20 万弗支出すると決定。これは山中大臣でなければ出来ぬ芸当であった。大成功⁷⁸。

このように山中は移送ルート建設費を日本政府が支出することを承諾する。この建設費としての 20 万ドルは琉球政府ではなく、屋良宛てに送金されたという⁷⁹。こうして移送ル

ート建設費問題は日本政府が支払うことで解決した。屋良は山中を通して毒ガス輸送の経費を日本政府から支出させることに成功した。屋良にとって山中は「頼みの綱」であった⁸⁰。

しかし、この毒ガス移送経費の支出の経緯は日本政府による筋書きであった可能性が高い。少なくとも20万ドルについては、屋良が山中に依頼する4月26日より前に、日米間で日本政府が支出することで一致していたことが米陸軍文書からわかる。

1971年4月22日付ランパート高等弁務官発陸軍省宛電文

「レッド・ハット代替道路費負担に関する日本政府のシナリオ」

4月22日に昼食をともにした高瀬侍郎大使によると、日本政府の関係閣僚は代替道路案ⅡAの建設費20万ドルの負担に同意した。しかし、その同意はあくまで次のようなシナリオを前提にしており、その点について数時間前に政治顧問が吉岡も交えて再確認した。〔略〕

B. 主席から弁務官に米国が建設費の全額または半額を負担するよう要請してもらおう。日本政府としては、主席が納得できる理由でその要請が却下されることを期待する。〔略〕

C. 主席は弁務官との会談後に高瀬のところへ行って米国に拒否されたことを伝え、日本政府が費用を負担するよう要請する。〔略〕

吉岡によると、このシナリオは吉野文六外務省北米局長と山中貞則総務長官によって描かれたものである⁸¹。

米軍への建設費負担要請が拒否された屋良が、日本政府へ依頼するという経緯は、山中の想定通りである。そして、4月25日の屋良に対する計3時間15分の山中の対応は、日本政府側による「ひと芝居」であったと考えられる。

一方、山中は8月17日、18日に行われたドルショックに関する屋良との交渉の様子を以下のように外務省へ伝えている。

屋良主席より、ドル情勢、円切上げの問題につき照会あり、山中大臣は、復帰まで円の切上げは行わず、1ドル360円のレートで交換すると述べた。〔略〕

琉政の赤字問題につき屋良主席より、本土政府の協力方要請あり。山中大臣より、下地島の飛行場建設の如く、本土並みの起債要件を経て、なお生じた赤字は本土政府としても面倒をみかねるが、戦後26年間沖縄が本土から切り離されていたために累積したような赤字については面倒をみる、その場合琉政のみならず、市町村に対しても同様の措置をとりたいと回答した⁸²。

山中は沖縄が「戦後26年間本土から切り離されて」いたための負債について「面倒をみる」という表現で日本政府の責任を言い表している。その意味で、屋良が日本政府に求

めた「国家の責任」は日本—沖縄間の交渉レベルで共有されていた。実際、変動相場制移行による360円から308円へドルが切り下げられたドルショックに際しても、沖縄内で保有されているドルに対しては360円を維持することが保障された⁸³。さらに琉球政府の抱えた負債の半額は日本政府が継承した⁸⁴。これら日本復帰にともなう財政支出は「国家による責任」の下、日本政府によって賄われたのである。

屋良は沖縄が日本に復帰する事によって、基地撤去による平和と日本からの財政支出を得ようとしていた。そのために屋良は「日本国民として日本に復帰する」ことを推し進め、日本国憲法による平和を享受しようとした。在日米軍基地の様態については、琉球政府の要求は結果として実現しなかった。他方で、毒ガス移送費問題やドルショック問題に係る財政支出については、日本政府は時折「もったいぶった」態度をとりながらも行われた。日本政府からの財政支出を求める屋良の「国家の責任」という論理は、実際の交渉の場でも充分機能していたといえよう。

屋良の復帰思想を考察する上で、看過できない要因がもうひとつ存在する。それは天皇制の問題である。屋良が国家としての日本をどのように認識していたのかを検証する際に、屋良の内面における天皇の位置づけへの分析は避けられない。

4 天皇への思慕

(1) 天皇来沖への評価

屋良は著書で師範学校の生徒であったころの思い出を以下のように記している。1921年、皇太子（後の昭和天皇）が外遊の途中に沖縄へ立ち寄り、師範学校で男子学生の空手や女子学生のダンスを観賞することになっていたという。結局当日はスケジュールの都合で皇太子が師範学校へ行くことはなかったが、尚家の近くで出迎えた屋良は当時20歳の皇太子に対する印象として、「お若く気品があった」と回顧している⁸⁵。

このとき皇太子が乗船していた御召艦「香取」の艦長が沖縄出身の漢那憲和大佐であったことはよく知られているが、そのことも合わせて皇太子の来沖は沖縄県内外の新聞で大きく報道された。大田昌秀は当時の新聞報道を分析し「皇太子の沖縄寄港が、それまで拙速的に展開されていた沖縄県民の皇国民化によりいちだんと拍車をかけるに至ったことは推測に難くない」と指摘している⁸⁶。

晩年には、1987年に沖縄で開催された国民体育大会（海邦国体）に関して以下のように天皇来沖への思いを語っている。「私自身、陛下にご来県を願いたい気持ちはあっても、口に出しては言えなかったですね」「主席として知事として敢えて言えないわけです。ひとり先走っても世論を乱すだけですから」⁸⁷。結局、昭和天皇は沖縄訪問前に入院し、海邦国体には名代として皇太子夫妻が出席した。屋良は天皇が来沖することを心から喜びたかったという。そして「戦争の苦しみに対してねぎらいのお言葉を賜りたかったというのが、県民の多くの気持ちだった」と述べている⁸⁸。

海邦国体への天皇出席は、1985年に西銘順治が県知事として正式に要請した⁸⁹。そして2年後の87年7月、招請要請書を宮内庁に提出し天皇来沖が確定的となった時点で西銘は「去る大戦で戦没された多くの県民のみたまを慰めていただきたい。また戦後、苦難に耐えて県民挙げて築いてきた沖縄の姿を見ていただきたい。これで日本と沖縄の戦後が終わるのだという気持ちだ」と述べている⁹⁰。

しかし、沖縄にとって国体開催は、日の丸と君が代、そして天皇制へいやおうなしに向き合わなければならない契機であった。沖縄教職員組合は国体開会まで2週間を切った時点で日の丸、君が代に対する反対表明を行った⁹¹。読谷村のソフトボール会場での開会式では、日の丸掲揚と君が代斉唱に対する反対運動があり、それに対して日本ソフトボール協会会長が会場変更も示唆するなどの騒動があった⁹²。そして10月26日のソフトボール開会式で日の丸が引き下ろされ焼き捨てられるという事件が起きている⁹³。屋良が上記のインタビューに答えたのはこの事件の後であるが、このとき屋良が言い表した内容が「県民の多くの気持ち」と言い切れるかどうかは当時の沖縄内外の状況に照らしたとき、疑問が残る⁹⁴。

このように屋良は時折、皇室への好意的な感情を披歴してきたが、『屋良日誌』にはどのように書かれているだろうか。

(2) 『屋良日誌』にみる天皇への思慕

1953年、第1章で分析した「沖縄戦災校舎復興募金運動」の一環として、屋良は沖縄の窮状を訴え、支援を要請するため、高松宮信仁親王と面会している。その時の様子を日記には以下のように記していた。

やがて私から殿下に逐一沖縄の特殊事情を説明した。無表情のまま聞いていられた。就学率を質問された。産業について特に水産業についてどうかと質問。教員の資質は日本も低下しているとか日本も今困っているとか、日本ばかりから援助を求める事なしにアメリカの民間運動もしたらどうかと一々反駁的質問をされた。又戦前も赤字であったろうとか、学校はどうであったかとか又戦前長い間かかって出来た校舎を一举に解決は出来ないから徐々に解決せよとかの質問反問があった。癪にさわる様な事もあった。御気の毒であったとの一言もなかったことは残念であった。約1時間位会談、よく質問よく聞いてくれた。〔略〕玄関で殿下と共に写真を撮った。かくて歴史的な会見を終え帰る⁹⁵。

このように高松宮との面会は少なからず期待外れのものであった。しかし屋良は回顧録では、高松宮と面会した時の印象を「はじめのうちの皇室に対する気遅れも薄らいで、ふつうの人間同士の気持ちになって沖縄問題を弁じた。皇室に働きかけても解決できる問題ではないとの非難もあるだろうが、私としては、沖縄問題をひとりでも多くの人に知

ってもらい、理解を得たい、との一念だった」と比較的好印象な述懐となっている⁹⁶。

また 1972 年、復帰記念事業のため天皇が来沖するかどうか懸案となっていた。1 月 19 日に革新共闘から県知事選立候補要請を受け、これを受託していた屋良は、24 日、沖縄国際海洋博協会設立発起人会に出席するため上京している。そこで山中長官らと天皇来沖の可能性を探りながら、屋良自身の天皇来沖への強いこだわりが日誌から伺える。

1 月 20 日 定例局長会議。植樹祭天皇皇后両陛下の御来県。瀬長〔浩〕君から慎重論の発言があり。大浜〔信泉〕先生、吉田〔嗣延〕氏との意見と同じ。独走しない様に考えていきたい。

1 月 25 日 植樹祭の天皇皇后両陛下、行幸奏請の件で四苦八苦、懊悩苦闘する。従来の難問よりさらに難題である。総務局長からも与党運営委で反対の意志の伝えあり。家内からもその件一婦人からの手紙の報せあり。二転三転して昼中は過ぎる。〔略〕副主席からの電話あり。八重山からである。やはり行啓奏請せざるを得ないから決意して奏請してくれとの事であった。引続き総務局長に電話。崎浜〔盛永〕議員から与党の意志を伝えて来た。奏請反対であるので此の際行啓を辞退してくれとの事であった。苦しい目に会うものだ。

1 月 26 日 天皇、皇后の奏請についての沖縄の情勢を説明しそれに対する対策を話し合う。一応私が植樹祭国体二回の御幸啓を奏請し山中長官から根まわしをしてもらって出来る丈その中の一つ体育大会の時の御出でを願ったらと話し合った。そう出来れば幸である。〔略〕新垣総務局長からの連絡で沖縄での天皇皇后を迎える事についての反対運動は大変との事。高教組実力阻止決定。県労協も同じ。沖教組からも警告があった由。夜、県労協からは物すごい電報が来てショックを受けた。これでは立候補は恐らく断念せざるを得まい⁹⁷。

このときの『屋良日誌』からは屋良が天皇来沖の実現に腐心していたことが分かる。沖縄県知事選への出馬を決意した後であるにもかかわらず、立候補断念を考えるほどの苦悩を示している。

さらに、72 年 5 月 18 日、復帰直後に参列した園遊会出席時の興奮からも屋良の天皇への敬愛の念が読み取れる。

私の前に来られた天皇は沖縄の復帰を喜ばしく思う良かったですねと話しかけられた。私は用意してあった言葉を一気に申しあげた。「27 年振りに復帰した沖縄県知事屋良朝苗であります。陛下には長い間、常に沖縄復帰を御気に止めていただいて有がとうございました。御かげ様で去る 5 月 15 日念願の復帰は実現しました。私一生の感激でございます。つきましては今後は新生沖縄づくりに全县民心を合わせて最善の努力をいたします」と申しあげた。陛下は今後平和な幸せな沖縄をつくりあげてい

って下さいと云って居られた。皇后陛下もにこっと会しゃく。天皇も笑顔で応待して居られた。〔略〕とにかく皇室の方々殆どが沖縄を代表する私の労をねぎらい同情し今後の励しの御気持が充分察しがついた。〔略〕私にとってはこれで二回目の^{ママ}園遊会であったが二回御声をかけられる代表的存在になり写真班の砲列の焦点にもなった。テレビやラジオ、新聞の種子ともなった。やはり沖縄への関心と云うものか。〔略〕歴史的^{ママ}の一日は終る⁹⁸。

日誌からは園遊会に出席し自身が主役となったことへの興奮が読み取れる。実際に園遊会での屋良の言動は報道で大きく取り上げられており、記事には屋良の言葉がほぼ全文掲載された⁹⁹。小熊英二は屋良と共に復帰運動を担った喜屋武真栄へのインタビュー記事や、彼らが書いた復帰運動文書類には天皇への思慕がみられないことから、沖縄人が日本人になることは校舎復興や待遇改善による「自分たち自身の幸福」を意味していたと指摘している¹⁰⁰。しかし、これまで見て来たとおり、この指摘は屋良に関しては必ずしも当てはまらない。すなわち「沖縄人の日本人化」をアイデンティティの単なる道具的操作としてのみ見ることは出来ない証左と考えられる。

このような天皇への強いこだわりについてはやはり、戦前の沖縄で施された皇民化教育の影響を考えざるを得ない。琉球処分から終戦までの60～70年間の時代状況や公教育は「屋良朝苗に代表されるような（世代の）人びとに特徴的にみられるような、天皇や皇室への親近感も生みだしえた」と新崎は指摘する¹⁰¹。屋良は戦前、沖縄と台湾にて教育を施す側であったことは思い返しておくべきであろう。

しかし、ここで新崎の指摘する「世代的特徴」に関して、屋良の同世代である瀬長には天皇への思慕は見られないことは確認しておく必要がある。1987年の論考で瀬長は、天皇問題を①太平洋戦争は絶対主義的天皇制のもとで行われたのであり、天皇は第1級の戦争犯罪人である、②天皇メッセージにより、天皇は自らの生命および地位と引き換えに沖縄を米軍に差し出した、③海邦国体への天皇出席は、戦後処理を終わらせようとする政治的意図である、と糾弾している¹⁰²。共に戦後沖縄において日本復帰の牽引役であったが、天皇に対する立場は全く異なっていた。

日本復帰の責任者であり、日本政府との交渉を一手に担っていた屋良の内面には、このように天皇への思慕が色濃く存在していた。屋良が復帰運動で用いた日本と沖縄の母子のメタファーや、それによって表現していた「国家の責任」を考える上で、少なくとも勘案せざるを得ない要素であるといえよう。

おわりに

屋良は初期の復帰運動から主席選挙、さらには日本政府との折衝において「民族」と「国民」という用語を注意深く使い分けてきた。「民族」については沖縄民族意識を内包しつつ

も、他方では民族主義的レトリックを日本への共鳴を誘引することを企図して使用していた。「日本国民」という用語で訴えられたものは、日本国憲法によって保障されるとされた平和の希求であった。その平和の意味は、米軍基地の「即時無条件全面返還」であり、それを求める立場から、日米安保に反対せざるを得ないと訴えた。

そして国家の責任を強調することにより、平和のみならず、沖縄への財政支出を引き出してきたことも確認された。内外へは「母乳論」で表されたように、母子のメタファーによって「国家の責任」を訴えた。実際の日沖間交渉の場では、山中貞則総務長官というキーパーソンを介して日本復帰の実現に必要な財政を取得した。国家不在の歴史を歩まされた沖縄は、日本国の一部となりその庇護をうけることによって、沖縄の平和と社会的安定が充足されると、屋良は考えていた。

1971年6月、日米間で沖縄返還協定が調印された時、屋良は日記に以下のように記した。

遂に来るべき日が来た。しかしその内容については非常に不安、憂うべき事、不満の事がある。平和憲法のもと平和な国の保障を受けて生活が出来るところに意義があるのだ。平和憲法とは関係のない米国の戦略的強烈な基の中生活を強いられる事はたしかに理不尽であり憤懣にたえない。これは考えれば考える程不満である。しかしこの協定に依って復帰する。復帰処理をいかにするか。この憤懣への対策をどう考えるか。運命とは云え、ここに又問題を背負い込んでまたまた茨の道、針の山は続く。非運の沖縄。非運とは云え運命の僕である¹⁰³。

ここには米軍基地が沖縄に存置されることへの義憤が表されている。しかし一方で、沖縄が平和憲法の下に帰属することで得られる国家による保障への意義も見出されている。屋良による両義的の評価に対して、瀬長は以下のように記した。

- 日米沖縄協定調印される。3度目の民族屈辱の日である。
- ◎1945年アメリカ帝国主義の占領支配がはじまり
- ①ここに米日反動勢力の侵略と売国の沖縄史がはじまり
- ②1952年はサ条約3条によって占領のけいぞくは合法化され、軍事的植民地支配が強まる
- ③共同声明を条約化することによって安保は実質的に改悪され三条は協定のなかで再度<サンフランシスコ>体制は新たな段階で再編される¹⁰⁴

屋良のような日本復帰への肯定的な評価を瀬長は与えず、返還協定調印はただ「屈辱の日」として記憶された。サンフランシスコ体制と安保条約が継続される日本復帰は、瀬長にとっておおよそ肯定できるものではなく、復帰は未完のままであった。ここに屋良と瀬

長の立場の違いが明確に表れている。

屋良の国家への信頼の背景には、天皇への思慕があったことは見過ごされてはならない。ここでは戦前の教育を受け、そして携わってきた屋良に天皇制が内面化されていたことがわかる。これを単純な「世代的特徴」として片づけるのではなく、屋良の持つ日本志向性、言い換えれば日本復帰を推し進めた政治姿勢に影響を与えていた可能性は排除できない。

日本政府による今日に至るまでの財政支出により、沖縄の社会資本整備が進んだのは紛れもない事実である。しかし、反基地という意味での日本復帰の目標が達成されなかったのもまた事実である。この日本復帰による基地撤去というロジックの矛盾については本章でも指摘したとおりであるが、この矛盾を覆い隠した要因を検証することも戦後沖縄史研究に残された課題であろう。

-
- 1 新崎盛暉『戦後沖縄史』（日本評論社、1976年）、86頁。
 - 2 同上、53-57頁。
 - 3 同上、79-89頁。
 - 4 同上、213-215頁。
 - 5 同上、337-350頁。
 - 6 我部政男『近代日本と沖縄』（三一書房、1981年）、149-151、202-203頁。
 - 7 納富香織「仲吉良光論—沖縄近現代史における『復帰男』の再検討」『史論』第57号（東京女子大学、2004年）。
 - 8 桜澤誠「戦後初期の沖縄における復帰論／独立論の再検討—講和交渉期の帰属論争の思想的内実」『日本思想史学』第39号（日本思想史学会、2007年）。
 - 9 「“民族の良心”ただす」『沖縄タイムス』（1968年4月4日）。
 - 10 屋良朝苗『沖縄はだまっていられない』（エール出版社、1969年a）、210頁。
 - 11 屋良朝苗『沖縄の夜明け—いのちを守る闘い—』（あゆみ出版社、1969年b）、168頁。
 - 12 明確に日本人を意味する場合には、「日本民族」と言い表している例もある。「東西ドイツ、南北朝鮮は民族分断の悲劇といわれ、幸い日本にはそれがないなどという人もいるが、沖縄が北緯27度線で切り離され、百万の県民が両断されていることはまさに日本民族の悲劇だ」中野好夫・屋良朝苗・武者小路公秀（座談会）「革新施政と日米関係」『沖縄タイムス』（1968年12月13日）。
 - 13 「佐藤総理大臣に訴える」（法政大学沖縄文化研究所所蔵、1969年）。
 - 14 1968年1月6日の閣議で、佐藤首相は民族精神の育成を強調し、27日の施政方針演説でも、「日本民族の理想達成」を目標に掲げた。「民族精神の育成を／首相、初閣議で重ねて強調」『沖縄タイムス』（1968年1月7日）、『官報号外 第58回国会衆議院会議録』第2号(1)（1968年1月27日）、『国会議事録検索システム』<<http://kokkai.ndl.go.jp/>>より、2011年10月25日アクセス。
 - 15 屋良朝苗『激動八年 屋良朝苗回想録』（沖縄タイムス社、1985年）、252頁。
 - 16 同上、291頁。
 - 17 沖縄民族が日本国民として日本に復帰するというを屋良が企図していたのであれば、屋良は日本を日本民族や沖縄民族など多民族から構成される国家、すなわち日本を多民族国家として考えていた可能性もある。
 - 18 小熊英二『日本人の<境界>』（新曜社、1998年）、517頁。

- 19 高橋順子『『沖縄問題』言説の変容からみた『復帰』の構造—沖縄教職員会・組合の教育研究集会の事例から—』『琉球・沖縄研究』第2号（早稲田大学琉球・沖縄研究所、2008年）、83頁。
- 20 小熊、前掲書、562頁。
- 21 屋良、前掲書（1969年b）、176頁。
- 22 沖縄県祖国復帰闘争史編纂委員会編『沖縄県祖国復帰闘争史資料編』（沖縄時事出版、1982年）、36頁。
- 23 平良好利「戦後沖縄と米軍基地—沖縄基地をめぐる沖米日関係—（5）」『法学志林』第107巻第4号（法政大学法学志林協会、2010年）、241-249頁。
- 24 平良好利「戦後沖縄と米軍基地—沖縄基地をめぐる沖米日関係—（6）」『法学志林』第108巻第3号（法政大学法学志林協会、2011年）、104-127頁。なお、66年に全沖縄軍労働組合が復帰協に正式加盟してからは、復帰協は「基地撤去」ではなく「基地反対」へと基地問題への姿勢を緩和させる。しかし69年、B52墜落事故を受けて計画された2.4ゼネストの挫折は復帰協を急進化させ「基地撤去」を主張するようになったと平良は指摘する。
- 25 事後現場を米兵が強制的に管理し、報道を規制する様子は2004年の沖縄国際大学ヘリ墜落事故を彷彿とさせる。
- 26 『屋良日誌006』（1959年6月30日）。
- 27 屋良朝苗『沖縄教職員会16年—祖国復帰・日本国民としての教育をめざして—』（労働旬報社、1968年）、183-190頁。
- 28 櫻澤誠「1950年代沖縄における政治勢力の再検討」『年報近代史研究』第4号（近代史研究会、2012年）、41-42頁。
- 29 西銘順治「独立論をばくす」『世論週報 特集号 日本復帰論』（沖縄出版社、1951年）。
- 30 西銘順治『西銘順治日記 戦後政治を生きて』（琉球新報社、1998年）。
- 31 「主席公選（4）争点となる“一体化”」『沖縄タイムス』（1968年7月25日）。
- 32 比嘉一雄「日米琉諮問委員会」『沖縄大百科事典』（沖縄タイムス社、1985年）。
- 33 「わが陣営の主張」『沖縄タイムス』（1968年10月21日）。
- 34 「イモと戦争 この歪曲化された争点（6）」『沖縄タイムス』（1968年10月19日）。
- 35 「舌戦たけなわ 演説会場にひろう“選挙後録”」『沖縄タイムス』（1968年10月30日）。
- 36 「わが陣営の主張」『沖縄タイムス』（1968年10月21日）。
- 37 同上。
- 38 「主席施政方針演説全文」『琉球新報』（1969年6月5日）。
- 39 「立法院総括質疑始まる」『琉球新報』（1969年6月13日夕刊）。
- 40 屋良は著書の中でも沖縄が平和を希求する理由を以下のように説明している。「沖縄の人は、あの激しい大戦で20万人近い生命を失っています。いま、この沖縄の基地はベトナム戦争にもつながっています。沖縄県民ほど世界の恒久平和を念願している人々はいないと思うのです」。屋良、前掲書（1969年a）、19頁。
- 41 「立法院の総括質問」『琉球新報』（1969年6月14日）。
- 42 戦後の混乱期に「地方行政緊急措置要綱」によって制定された。中南部地区からの避難民を含む7万2000人を収容した。行政範囲は名護町、羽根村（どちらも現在の名護市）、本部町、今帰仁村、伊江村、伊平屋村などに渡った。牧港篤三「田井等市」『沖縄大百科』（沖縄タイムス社、1985年）。
- 43 瀬長亀次郎『瀬長亀次郎回想録』（新日本出版社、1991年）。
- 44 吉田嗣延『小さな戦いの日々』（文教商事、1976年）、23頁。小熊、前掲書、485-468頁。

-
- 45 森宣雄『地のなかの革命』（現代企画社、2010年）、186頁。
- 46 同上、187頁。
- 47 瀬長亀次郎「退社声明書（1949年8月5日）」『縮刷うるま新報』第2巻（不二出版、1999年）、171頁。
- 48 小熊、前掲書、488頁。
- 49 森、前掲書、84-89頁。
- 50 瀬長亀次郎「日本人民と結合せよ」『世論週報 特集号 日本復帰論』（沖縄出版社、1951年）。
- 51 同上、8頁。
- 52 1947年に沖縄社会党と琉球社会党が合流して成立。親米政策をとった。後年日本社会党に合流する沖縄社会党とは別の政党。島袋邦「社会党」『沖縄大百科事典』（沖縄タイムス社、1985年）。
- 53 1950年結党。社大党、人民党の日本復帰論に対して琉球独立論を主張した。島袋邦「共和党」『沖縄大百科事典』（沖縄タイムス社、1985年）。
- 54 瀬長、前掲論文（1951年）、9-12頁。
- 55 同上、15頁。
- 56 同上、34頁。
- 57 同上、35頁。
- 58 森、前掲書、233頁。
- 59 同上、235頁。
- 60 瀬長亀次郎『祖国への道』（日本アジア・アフリカ連帯委員会、1966年）、12-13頁。
- 61 同上、137頁。
- 62 「与党の先陣を切って瀬長氏／立法院総括質問二日目」『琉球新報』（1969年6月14日）。
- 63 屋良、前掲書（1969年a）、12頁、『屋良朝苗回顧録』（朝日新聞社、1977年）、102頁。
- 64 『琉球列島米国民政府（USCAR）渉外局文書』（沖縄県公文書館所蔵 U81100573B）。引用は仲本和彦による抄訳（瀬長亀次郎『不屈 瀬長亀次郎日記 第3部 日本復帰への道』（琉球新報社、2011年）、318-319頁）より。
- 65 三木健『沖縄返還交渉』（日本経済評論社、2000年）、194頁。
- 66 鳥山淳「1950年代の米軍基地問題をめぐって」勝方＝稲福恵子・前嵩西一馬編『沖縄学入門』（昭和堂、2010年）。
- 67 平良好利「戦後沖縄と米軍基地—沖縄基地をめぐる沖米関係—（4）」『法学志林』第107巻第3号（法政大学法学志林協会、2010年）、156-7頁。
- 68 「舌戦たけなわ／演説会場にひろう“選挙後録”」『沖縄タイムス』（1968年10月30日）、屋良、前掲書（1985年）、100-101頁。
- 69 高橋、前掲論文、88頁。
- 70 小国喜弘『戦後教育のなかの〈国民〉』（吉川弘文館、2007年）、166-182頁。
- 71 屋良、前掲書（1985年）、100頁。
- 72 同上、100頁。
- 73 「社説 山中貞則氏が死去」『沖縄タイムス』（2004年2月22日）。
- 74 「『屋良先生を悼む』山中貞則氏」『沖縄タイムス』（1997年2月16日）。
- 75 後年屋良は移設経費に係る日本—沖縄間交渉を含め毒ガス移動について回顧録にて詳しく述懐している。屋良、前掲書（1977年）、142-151頁、前掲書（1985年）、54-75頁。
- 76 「沖縄に毒ガス兵器を配備／基地内でガス漏れ事故／軍要員24人入院」『沖縄タイムス』（1969年7月19日）。
- 77 『屋良日誌073』。

-
- 78 同上。
- 79 屋良、前掲書（1977年）、149頁。
- 80 屋良、前掲書（1985年）、164頁。
- 81 『オフラハーティ文書』（沖縄県公文書館所蔵 U90007125B）。引用は仲本和彦による抄訳（瀬長亀次郎、前掲書（2011年）、420-421頁）より。
- 82 「山中大臣・屋良主席会議（46.8.21）」外務省外交史料館所蔵、分類番号 A300-0701、レファレンス No. H221508、CD ボリューム名 H22-010。
- 83 「実質1ドル=360円を保障」『沖縄タイムス』（1971年10月8日）。
- 84 屋良、前掲書（1985年）、104-105頁。また、屋良は「里子に出された子供が借金をかかえて実家に帰り、さらに苦しむのを知らんぷりしては親の甲斐性がない」とも言い表している。屋良 前掲書（1985年）、104頁。
- 85 屋良、前掲書（1969年 a）、111頁。
- 86 大田昌秀『検証 昭和の沖縄』（那覇出版社、1990年）、400-409頁。
- 87 屋良朝苗「私は教組で日の丸掲揚を主張した」『諸君』12月号（文藝春秋社、1987年）、43頁。
- 88 同上、42-43頁。
- 89 「沖縄国体へのご出席を要請／西銘知事、天皇陛下に」『朝日新聞』（1985年10月12日）。
- 90 「天皇陛下、初の沖縄ご訪問へ」『朝日新聞』（1987年7月12日）。
- 91 「国体で起立、斉唱しない／沖教組、日の丸、君が代に反対表明」『沖縄タイムス』（1987年10月14日夕刊）。
- 92 「会場の変更を要求／「君が代・日の丸」抜きに反発／日本ソフトボール協会弘瀬会長が県に連絡」『沖縄タイムス』（1987年10月23日夕刊）。
- 93 「日の丸引きずり下ろし焼く／関係者ショック」『沖縄タイムス』（1987年10月26日）。海邦国体における天皇来沖と日の丸・君が代問題については、新崎盛暉『沖縄現代史』（岩波書店、1996年）、109-136頁を参照。
- 94 なお、天皇がGHQ政治顧問シーボルトへ沖縄の軍事占領の継続を望んだ旨を伝えたという、いわゆる「天皇メッセージ」が公になったのは1979年の事である。進藤榮一「分割された領土」『世界』4月号（岩波書店、1979年）。このメッセージについての評価は明田川融『沖縄基地問題の歴史』（みすず書房、2008年）、114-125頁を参照。
- 95 『屋良日誌001』（3月14日）。
- 96 屋良、前掲書（1977年）、26-27頁。
- 97 『屋良日誌029』（1972年1月20日～26日）。
- 98 『屋良日誌030』（1972年5月18日）。
- 99 「屋良さん、にわかにも大もて／園遊会こんどは皇族もこぞって激励」『朝日新聞』（1972年5月19日）。
- 100 小熊、前掲書、564頁。
- 101 新崎、前掲書（1996年）、116頁。
- 102 瀬長亀次郎「天皇の戦争責任、戦後責任」『文化評論』第320号（新日本出版社、1987年）。
- 103 『屋良日誌028』（1971年6月17日）。
- 104 瀬長亀次郎、前掲書（2011年）、431頁。